



けすぞう新聞

2018年6月発行
NO.6
播磨町消防団女性分団

もしもに備え、いまこそ見直しを

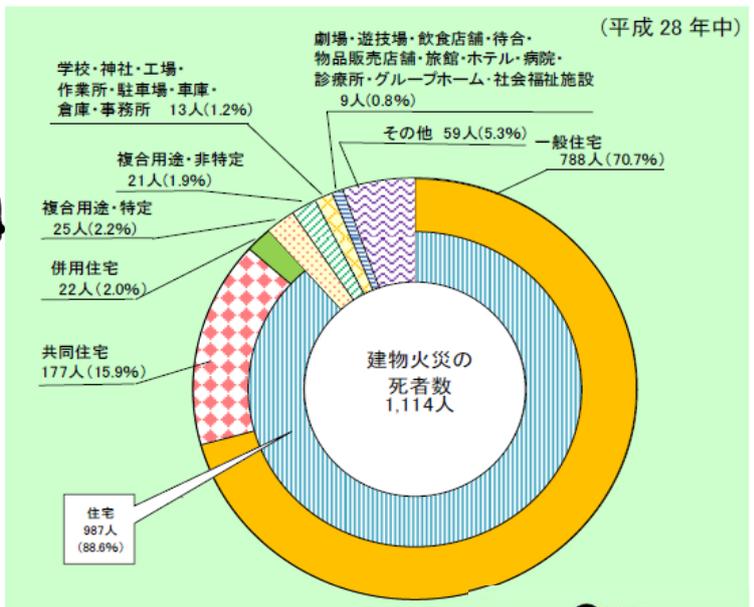
住宅用火災警報器の設置義務化から10年が過ぎました

火災を感知すると警報を発し、居住者に知らせる住宅用火災警報器。2006年に消防法が改正され、新築および既築住宅への設置が義務化されました。あるメーカーの義務化直後の2006年～2008年の住宅用火災警報器の納入台数は、4,000万台以上でしたが、一方で、住宅用火災警報器の耐用年数の目安は、約10年。古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しない恐れが出てきます。義務化直後に設置された住宅用火災警報器が、交換時期にきています。

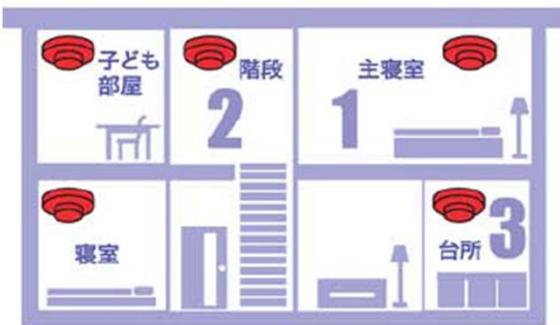
2017年の消防白書によれば、建物火災による

死者の88.6%が住宅(一般住宅、共同住宅及び併用住宅)で発生しています。その住宅火災で犠牲になった方々の半数以上は逃げ遅れ

によるものです。なぜ逃げ遅れるのかといえば、火災の発見が遅れるからです。特に就寝中は異変に気づくのが遅く、気づいた時には煙を吸い込んでいて身体が動かず、そのまま亡くなるという事態が起こりやすいのです。最悪の事態を避けるためにも火災警報器についてもう一度考えましょう。



(備考)「火災報告」により作成



警報器の種類と設置場所

設置するのは(推奨。詳細は各自治体へ)

1. 寝室
2. 階段
3. 台所

火災警報器は一家に一台ではありません!



お知らせ方法、感知する種類があります

<無線式連動型>

ひとつの警報器が火災を検知すると同時に、住宅内の他の警報器に信号を送ります。登録したすべての警報器で火災を知らせてくれるので、別の階や離れた部屋での火災にも素早く対応できます。親機と子機が必要です。

<単独型>

火災を感知した警報器のみが警報を発します。

<煙式と熱式>

煙を感知して知らせる煙式と、熱を感知して知らせる熱式があります。

消防法では煙式の設置を定めていますが、火災以外の煙が出やすい台所(例えばサンマを焼いていて警報器が作動してビックリなど)には熱式を選択可能です。



◎火災警報器が未設置なら急いで設置の検討を、設置されているなら作動点検を。外観点検は1年に1回以上、機能点検は1か月に1回以上です。詳細は次号にて掲載予定です。